

施設長の皆様へ

自立援助ホーム損害保険制度のご案内

全国自立援助ホーム協議会

本制度の趣旨

本制度は自立援助ホームを設置・経営される社会福祉法人等が、施設運営上遭遇する不測の事故に対しての備えを行う為に、今年度創設いたしました。

さまざまな困難をもつ児童を世話する上ではどんな事故が発生するか分かりません。本制度は、自立援助ホームの実態に適した内容となっておりますので、是非この機会にご加入されますことをおすすめいたします。

本制度の特色

1. 自立援助ホーム特有の事故に焦点をあわせた損害保険制度です。
2. 傷害保険と賠償責任保険で施設に関する事故を補償します。
 - ①入所児童 24 時間傷害補償
 - ②施設職員就業中傷害補償
 - ③施設管理者賠償補償

保険期間

平成 26 年 10 月 1 日午後 4 時から

平成 27 年 10 月 1 日午後 4 時まで 1 年間

*中途加入は毎月 20 日締切 (手続完了)、翌月 1 日より補償開始

自立援助ホーム損害保険制度の概要

補 償 内 容	保 険 料
<p>① 入所児童 24 時間傷害補償 <傷害補償（標準型）特約付団体総合生活補償保険> ◇補償内容 時間、場所を問わず、偶然な事故によるケガにより、入所児童が死亡した場合、後遺障害を被った場合または入院した場合、保険金をお支払いします。</p> <p>□保険金額（支払限度額） ○傷害死亡・後遺障害保険金額 300万円 ○傷害入院保険金日額 3,000円 ＊入院1日目からお支払いします。 ＊通院は補償されません。 ＊手術を受けた場合は手術保険金（入院中に受けた手術は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍）をお支払いします。</p>	<p>児童の定員数^(注) ×6,510円 (注) 暫定定員数ではなく施設の定員数です。</p>
<p>② 施設職員就業中傷害補償 <傷害補償（標準型）特約付団体総合生活補償保険> ◇補償内容 施設職員が施設業務従事中において、偶然な事故によるケガにより、死亡した場合、後遺障害を被った場合または入院した場合、保険金をお支払いします。</p> <p>□保険金額（支払限度額） ○傷害死亡・後遺障害保険金額 300万円 ○傷害入院保険金日額 3,000円 ＊入院1日目からお支払いします。 ＊通院は補償されません。 ＊手術を受けた場合は手術保険金（入院中に受けた手術は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍）をお支払いします。</p>	<p>施設職員*の 最高稼働人数^(注) ×2,730円 (注) 1日あたりの延べ稼働（勤務）人数です。保険期間中に、実際の最高稼働人数が見込人数を超える場合は、事前に取扱代理店まで連絡願います。 ※施設での業務をされない代表者およびボランティアを除きます。</p>
<p>③ 施設管理者賠償補償 <施設所有（管理）者賠償責任保険、生産物賠償責任保険> ◇補償内容 施設の不備・欠陥、施設管理者の不注意または施設で提供した飲食物の瑕疵により、入所児童やその他の第三者に身体障害や財物損壊を与え、施設が法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。</p> <p>□保険金額（支払限度額） <施設所有（管理）賠償責任保険> ○身体障害1名につき 3,000万円 1事故につき 3億円 ○財物損壊1事故につき 500万円 <生産物賠償責任保険> ○身体障害・財物損壊共通 保険期間中通算 3億円 施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険ともに免責金額なし。</p>	<p>施設面積により、 下表のとおりとなります。</p>

●①②については、職種級別A（一般事務従事者等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

施設管理者賠償補償保険料表							
施設面積	200m ² まで	201~300m ²	301~400m ²	401~500m ²	501~600m ²	601~700m ²	701~800m ²
保険料	18,670円	28,010円	37,340円	46,680円	56,010円	65,340円	74,670円

各補償の詳細について

I. ①入所児童 24 時間傷害補償 ②施設職員就業中傷害補償

- ① 傷害補償（標準型）特約付団体総合生活保険＋準記名式契約（全員付保）（同一保険金額）特約
- ② 傷害補償（標準型）特約付団体総合生活保険＋準記名式契約（一部付保）（同一保険金額）特約
＋就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約

□保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金のお支払い額

※印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。

（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

<①②共通部分>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い額	
傷害保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償（標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償（標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合	後遺障害※の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 （注4）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	傷害入院保険金 ★傷害補償（標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。）	[傷害入院保険金日額] × [傷害入院の日数] をお支払いします。 （注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 （注2）傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。
	傷害手術保険金 ★傷害補償（標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術※を受けられた場合	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術※の場合… [傷害入院保険金日額] × 10 ② ①以外の手術の場合… [傷害入院保険金日額] × 5 （注）1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガ※について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

- ①入所児童24時間傷害補償には、「準記名式契約（全員付保）（同一保険金額）特約」が、②施設職員就業中傷害補償には「準記名式契約（一部付保）（同一保険金額）特約」がセットされています。「準記名式」とは被保険者の名簿を備え付けていただくことを条件に契約時の被保険者数のみをご通知いただく方法です。被保険者全員の氏名を契約時に通知していただく必要がなく、保険期間中に被保険者の入れ替えがあっても人数に変更がない限り、被保険者の名簿を修正いただければご通知いただく必要はありません。

<②のみ>

- 「施設職員就業中傷害補償」は、就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約をセットされているため、次に掲げるケガ*に限り、傷害保険金をお支払いします。

① ②以外の場合

職業または職務に従事している間（通常の通勤途上を含みます。）のケガ

② 被保険者が企業等の役員または事業主である場合

次のアまたはイのいずれかに該当する間のケガ

ア. 企業等の役員または事業主としての職務に従事している間（通常の通勤途上を含みます。）で、かつ、次のいずれかに該当する間

- ・企業等の就業規則等に定められた正規の就業時間中（被保険者の休暇中を除きます。）
- ・企業等の施設内にいる間および企業等の施設と企業等の他の施設との間を合理的な経路および方法により往復する間
- ・取引先との契約、会議（会食を主な目的とするものを除きます。）等のために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または企業等との間を合理的な経路および方法により往復する間

イ. 被保険者に対し労災保険法等^(*)による給付が決定されるケガが発生した場合の職務従事中および通勤中

(*) 日本国の労働災害補償法令をいいます。

※印の用語のご説明

- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。

- ①細菌性食中毒
- ②ウイルス性食中毒

(*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見*のないものを除きます。

- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。

② 先進医療*に該当する診療行為^(*2)

(*1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

(※2) ②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

- 「先進医療」とは、手術※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。

□保険金をお支払いできない主な場合

※印を付した用語については、P.6の「※印の用語のご説明」をご覧ください。
(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類		保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償（標準型）特約	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償（標準型）特約	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）
	傷害入院保険金 ★傷害補償（標準型）特約	<ul style="list-style-type: none"> ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの ●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。）
	傷害手術保険金 ★傷害補償（標準型）特約	<ul style="list-style-type: none"> ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって生じた肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>

- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

補償対象外となる運動等
<p>補償対象外となる運動等</p> <p>山岳登山^(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(※2) 操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗</p> <p style="text-align: right;">その他これらに類する危険な運動</p> <p>(※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。</p>

(*2) グライダーおよび飛行船を除きます。
(*3) 職務として操縦する場合を除きます。
(*4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等(をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等(をいいま
す。))を除きます。

※印の用語のご説明(支払事由のパーツに掲載のものを除く。)

- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(*) いずれもそのための練習を含みます。
- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等^{*}を運転することをいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「乗用具」とは、自動車等^{*}、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

Ⅱ. ③施設管理者賠償補償（施設所有（管理）者賠償責任保険＋生産物賠償責任保険）

□保険金をお支払いする場合

●施設所有（管理）者賠償責任保険

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が所有、使用もしくは管理している各種の施設・設備・用具等の管理の不備、または被保険者もしくはその従業員等の業務活動中のミスにより発生した偶発的な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

●生産物賠償責任保険

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が製造もしくは販売した製品、または被保険者が行った仕事の結果に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

□お支払いする保険金の種類

保険金の種類	内 容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④の保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{① 損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

適用される特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は特約でご確認ください。

「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払対象とはなりません。

□保険金をお支払いしない主な場合

<賠償責任保険普通保険約款、賠償責任保険追加特約でお支払いしない主な場合>

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾（じょう）、労働争議に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任
- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出もしくはいつ出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれの事由についても、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
 - ◇石綿等（アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵）の人体への摂取もしくは吸引
 - ◇石綿等への曝露（ばくろ）による疾病
 - ◇石綿等の飛散または拡散

等

<施設所有（管理）者特別約款でお支払いしない主な場合>

- 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害
- 航空機の所有、使用または管理に起因する損害
- パラグライダー、ハングライダー、パラセーリング、熱気球の所有、使用または管理に起因する損害
- 昇降機（財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場は除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害
- 自動車（原動機付自転車を含みます。ただし、自動車または原動機付自転車が販売等を目的として展示されている場合であって走行していないときは除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害
- 施設外における船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇医療行為。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
 - ◇理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為

等

<生産物特別約款でお支払いしない主な場合>

- 生産物の欠陥に起因するその生産物の滅失、破損または汚損自体（生産物の一部の欠陥によるその生産物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。）に対する損害（使用不能または修補に起因する損害を含みます。）
- 仕事の欠陥に起因する仕事の目的物の滅失、破損または汚損自体（仕事の目的物の一部の欠陥による仕事の目的物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。）に対する損害（使用不能または修補に起因する損害を含みます。）
- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害
- 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害
- 保険期間前に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故に基づく損害
- 事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために生産物または仕事の目的物について、回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）を講じる必要がありますが、被保険者が正当な理由なく回収措置を怠った場合の、以後発生する同一の原因に基づく損害
- 事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物（生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。）の回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）に要する費用（被保険者が支出したと否とにかかわらず、また損害賠償金として請求されたと否とを問いません。）およびそれらの回収措置に起因する損害
- 生産物または仕事の結果が、初期の効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害。ただし、生産物または仕事の結果の機械的、電気的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因する損害は除きます。
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇医療行為。その他法令により、医師または歯科医師以外の者が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことが許されていない行為を含みます。 等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

加 入 手 続

1. 加入申込票の記入、送付

別添の「自立援助ホーム損害保険制度加入申込票」に必要事項を記入の上、全国自立援助ホーム協議会事務局（〒204-0022 東京都清瀬市松山3-12-14 あすなろ荘内）宛に郵送にて平成26年9月19日までに到着するよう送付ください。

加入申込票の記入にあたっては、次ページの記入例を参考にしてください。

2. 保険料の振込

加入申込票により算出された保険料（合計保険料）を、下記口座宛にお振込ください。なお、振込手数料は施設様にてご負担いただきますようお願いいたします。

（平成26年9月19日までに着金するようお手続きください。）

<保険料振込口座>

東京三菱 UFJ 銀行 金山支店 普通 3734392 口座名義 全国自立援助ホーム協議会 事務局 恒松 大輔
--

3. 加入者証の送付

保険期間開始（10月1日）の1～2ヶ月後に、三井住友海上火災保険（株）より「加入者証」を送付させていただきます。

4. 中途加入手続について

上記期日以降に中途加入を希望される場合、毎月20日までに手続完了（加入申込票の到着及び保険料の着金）するものに限り、翌月1日より保険期間（補償）が開始されます。

なお、保険期間の終期は平成27年10月1日午後4時となります。

中途加入の場合の保険料は取扱代理店までご照会ください。

「自立援助ホーム損害保険制度」加入申込票

下記事項に相違がないことを確認の上、「自立援助ホーム損害保険制度」の加入を申し込みます。

施設名	〓ガナ シャカイフクシホウジンニホンヨウゴエン 社会福祉法人 日本養護園		TEL (012) 345-6789 FAX (012) 345-6780
代表者名	〓ガナ シセツチョウ ミツイタロウ 施設長 三井太郎		代表者印 担当者名 住友 一郎
施設住所	〓ガナ トウキョウトチヨダクカンダ3-9 〒101-8011 東京都千代田区神田3-9		
保険期間	平成26年10月1日 午後4時 ~ 平成27年10月1日 午後4時		

加入内容および保険料（保険金額・補償内容はパンフレットの通り）

入所児童 24 時間 傷害補償	施設児童の定員数 (6 名) × 6,510円	39,060円
施設職員就業中 傷害補償	施設職員の最高稼働人数 (2 名) × 2,730円	5,460円
施設管理者賠償補償	施設面積 (250 m ²)	下表の保険料を記入 28,010円
主契約保険料 小計…①		1円単位 72,530円

施設管理者賠償補償保険料表							
施設面積	200m ² まで	201~300m ²	301~400m ²	401~500m ²	501~600m ²	601~700m ²	701~800m ²
保険料	18,670円	28,010円	37,340円	46,680円	56,010円	65,340円	74,670円

事故が発生した場合

1. 事故の報告

事故が発生した場合は、直ちに三井住友海上火災保険（株）の担当事故連絡先にご連絡ください。次ページの事故報告書に必要事項を記入のうえ、下記事故連絡先までFAX送付ください。事故の日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、ご注意ください。

自立援助ホーム損害保険制度・事故連絡先（三井住友海上火災保険（株）担当センター）

<入所児童 24 時間傷害補償、施設職員就業中傷害補償>

担当センター	〒	住所	TEL	FAX
傷害疾病損害サポート部 傷害疾病第3保険金お支払 センター	101- 8011	東京都千代田区神田駿河台3-11-1	03-3259-8107	03-3219-2927

<施設管理者賠償補償>

担当センター	〒	住所	TEL	FAX
火災新種損害サポート部 第1保険金お支払センター	101- 8011	東京都千代田区神田駿河台3-11-1	03-3259-6727	03-3259-7198

2. 保険金請求書類

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

●傷害補償部分

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行うときは、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】（傷害補償用）

以下書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
- ・被保険者であることを確認するための書類（保険契約者備付名簿（写）、被保険者数兼保険者証明書、被保険者証明書（兼事故証明書）、請負契約書（写）、発注書（写）等）

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

●賠償補償部分

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱

代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊（財物の使用不能による間接損害を含みます。）の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証（写）、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部（個人）事項証明書
③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証（兼）念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

<保険金支払いの履行期>（共通）

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出をいただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(注2)を終えて保険金をお支払いします。^(注3)

(注1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。
「代理請求人」が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(注2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<代理請求人について> (傷害補償)

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は下記の(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)「配偶者」とは、法律上の配偶者に限ります。

<その他の注意点> (施設管理者賠償補償)

●保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

●損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

3. 示談交渉について(施設管理者賠償補償)

示談交渉は必ず保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ保険会社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金を支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。なお、この保険では、保険会社が被害者と直接交渉を行う「示談交渉サービス」はありますが、賠償事故の円満な解決に向けて、ご相談に応じさせていただきます。

報告日 平成 年 月 日

三井住友海上火災保険株式会社 御中

(FAX 番号<傷害補償>03-3219-2927、<賠償補償>03-3259-7128)

「自立援助ホーム損害保険制度」事故報告書

施設名	(担当者名)	
施設住所	〒	
	TEL () -	FAX () -

事故発生日時	平成 年 月 日 時頃
事故発生場所	
被害者氏名等 (物損の場合は所有者)	氏名 年齢 才
	住所 TEL () -
	施設との関係 () 入所児童 () 職員 () 施設長・役員 () その他 → ()
事故発生状況 および 被害の状況	できるだけ具体的にご記入ください

想定される事故例

保険の種類	事故の内容
入所児童 24 時間 傷害補償	児童が施設で工作物作成中に指を切断したものの。
	児童が遊戯中、自分の前歯が右足の膝に当たり、膝を切ったものの。
	サッカーボールの蹴り合いで右足じん帯を切断したものの。
	自転車にて通勤途中、対向車がきたので急ブレーキをかけたところ、転倒して顔面および足に打撲をおったもの。
	公園の鉄棒より落下、背骨の一部を圧迫骨折したものの。
	観光旅行の帰りに大型トラックと衝突。1 名が死亡、1 名が頭部に打撲を負ったもの。
	自転車搭乗中に自動車と衝突。右鎖骨を骨折したものの。 ※相手への賠償責任については補償対象外です。
施設職員就業中傷 害補償	執務中、職員が児童の遊んでいたボールを拾おうとしたところ、誤って自分が階段から落ち、胸椎圧迫骨折、頸部打撲を負ったもの。
	職員が出勤途中、交差点で出会い頭に衝突、頸部捻挫および挫傷を負ったもの。
施設管理者賠償補 償	施設の外壁の一部が突然剥がれ、児童の頬にあたり負傷したものの。
	施設の床が滑りやすくなっていて、児童が転倒して負傷したものの。
	施設職員が提供した料理が原因で食中毒が発生し、児童が入院したものの。
	施設の浴室の温度調整を誤り熱湯状態のところへ児童が飛び込み、ヤケドしたものの。

ご注意点

- 加入申込票に記入されている内容に誤りがないか再度ご確認ください。万一知っている事実を記入されなかったり、事実と相違することを記入されたときは、保険金をお支払いできないことがあります。
 - この保険は、全国自立援助ホーム協議会が保険契約者となる団体契約です。お申込み人となれる方は、同会の会員に限ります。施設管理者賠償補償における記名被保険者も、同会の会員に限ります。
 - この制度で傷害保険の被保険者（補償の対象者）となれる方の範囲は、自立援助ホーム協議会の会員である施設職員（施設での業務をされない代表者およびボランティアを除きます。）およびその施設に入居している児童です。
 - 保険契約者と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者にも必ずご説明ください。
 - ＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞
 - 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
 - 傷害補償（標準型）特約付団体総合生活補償保険においては、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
 - 施設所有（管理）者・生産物賠償責任保険においてこの保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）
 - 施設所有（管理）者・生産物賠償責任保険において、補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
 - 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
 - ご加入内容が変更となる場合には、事前に対取扱代理店または引受保険会社へご通知ください。特に次に掲げる変更についてご通知がない場合、変更後の事故については保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
 - A. ご住所の変更等、加入者証に記載された事項の変更
 - B. この保険と補償が重なる他の保険を契約される場合
 - C. 法定外補償規定等を変更されたとき
 - ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
 - この保険の保険期間は1年間となります。次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ◎著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。
- 傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & ADインシュアランス グループのそれぞれの会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・国債・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の中で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
保険金額（ご契約金額）
保険期間（保険のご契約期間）
保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがありませんかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
- ・加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいていますか？
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

- ◆「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？

【保険契約者】

全国自立援助ホーム協議会

〒204-0022

東京都清瀬市松山3-12-14 あすなろ荘内

TEL:042-492-4632 FAX:042-492-8348

…本制度のお問い合わせは、下記までお願いいたします。

【取扱幹事代理店】

MSK保険センター株式会社 本店営業第二部

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台2-2 御茶ノ水杏雲ビル6階

TEL:03-3259-7901 FAX:03-3259-7917

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社 公務開発部営業第一課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL:03-3259-3017 FAX:03-3293-8609